改正 4-10　税額控除

3　その他の税額控除（電子証明書等特別控除）

所得税の確定申告書の提出を、申告期限内にe－Tax（国税電子申告、納税システム）等を利用して行うと、所得税額から下記の通り控除を受けることができます。ただし、平成19年分から平成24年分のいずれかの年分で１回に限られます。

＜控除額＞

平成 23 年分･･･最高 4,000 円

平成 24 年分･･･最高 3,000 円

重要ポイント　も同様に変更をお願いします。

＿＿＿＿＿部分が改正点です。